

社会的養護に係る児童福祉施設最低基準関係参考資料

資料2-3

1. 職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23~S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院 (10人以上)		(看護師) 3:1	2.5:1					2:1					1.7:1		
児童 養護 施設	3歳未満	10:1	9:1	8:1				3:1			3:1		2:1		
	3歳以上							6:1			5:1		4:1		
	少年							8:1			7:1		6:1		
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1										5:1		
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1										5:1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62			
乳児院 (10人以上)		(看護師) 2.5:1						2:1				1.7:1						
児童 養護 施設	3歳未満	5:1						3:1				2:1						
	3歳以上							7:1				6:1				5.5:1	5:1	4:1
	少年							8:1								7.5:1	7:1	6:1
情緒障害児短期 治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1	5:1						
児童自立支援 施設		8:1	7:1		6:1									5:1				

2. 最低基準における居室面積（1人当たり）の改正経緯

	S23	S36	H10
乳児院	1. 65m ²		
児童養護施設	2. 47m ²		3. 3m ²
情緒障害児短期治療施設		2. 47m ²	3. 3m ²
児童自立支援施設	2. 47m ²		3. 3m ²
母子生活支援施設	2. 47m ²		3. 3m ²

（参考）

- ・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、3. 3m²／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。
- ・なお、現在の居室面積は、養護老人ホームにおいては10. 65m²／人以上、障害者支援施設においては9. 9m²／人以上となっている。

3. 各福祉施設の居室面積・定員の最低基準の現状

児童福祉施設等

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
乳児院	1.65以上 (1室9.91以上)	—
母子生活支援施設	概ね3.3以上	1世帯1室以上
保育所	乳児室 1.65以上 ほふく室 3.3以上 保育室・遊戯室 1.98以上 屋外遊戯場3.3以上	—
児童養護施設	3.3以上	15人以下
情緒障害児短期治療施設	3.3以上	5人以下
児童自立支援施設	3.3以上	15人以下
自立援助ホーム	3.3以上	概ね2人以下
家庭的保育事業	9.9以上(3人まで。3人を超える場合は1人につき3.3m ² 追加)	—

〈障害児施設〉

知的障害児施設	3.3以上	15人以下
第一種自閉症児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
第二種自閉症児施設	3.3以上	15人以下
知的障害児通園施設	指導室 2.47以上	10人以下
盲ろうあ児施設	3.3以上	15人以下
肢体不自由児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—
重症心身障害児施設	4.27以上 (病院の規定適用)	—

障害者施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
障害者支援施設	9.9以上	4人以下
福祉ホーム	9.9以上	原則1人

老人福祉施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
養護老人ホーム	10.65以上	原則1人
特別養護老人ホーム	10.65以上	4人以下
ユニット型特養	13.2以上を標準	原則1人
軽費老人ホーム	14.85以上	原則1人
介護老人保健施設	8以上	4人以下
ユニット型老健	13.2以上を標準	原則1人

生活保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
救護施設	3.3以上	原則4人
更生施設	3.3以上	原則4人
宿所提供施設	3.3以上	1世帯1室

婦人保護施設

施設	居室面積(m ² /人)	居室定員
婦人保護施設	3.3以上	原則4人

4. 最低基準と措置費における職員配置基準との比較

(1) 乳児院

職種等	最低基準		措置費基準		配置実績(21') (施設数121 (20.10.1))
	乳児10人以上	乳児10人未満	乳児10人以上	乳児10人未満	
医師	小児科の医師又は嘱託医	嘱託医	定員100人未満嘱託医 定員100人以上医師	嘱託医1人	16人(医師)
看護師、保育士、児童指導員	乳児1.7:1(7人以上) (看護師は乳児10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人以上 (看護師1人以上)	乳児1.7:1 (看護師は定員10人で2人以上、以下10人毎に1人)	7人 (看護師1人以上)	
年齢別職員配置			1歳児1.7:1 2歳児2:1 3歳以上児4:1	2歳児2:1 3歳以上児4:1	
加算(保育士)			定員20人以下		47か所 (定員20人以下)
栄養士	配置		1人		136人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	調理員又はこれに代わる者	定員30人未満4人 以下10人毎に1人	1人	371人 (調理員)
個別対応職員			対象児童8人以上	同左	53人
心理療法担当職員			対象児童及び保護者10人以上		47人
指導員特別加算(非常勤)			定員35人以下	同左	88人 (定員35人以下)
家庭支援専門相談員			職員を配置し家庭復帰支援を実施	同左	123人
家庭支援専門相談員(非常勤を更に加配)			定員40人以上		7人
小規模グループケア担当職員			小規模グループケアを設置している場合	同左	46人
基幹的職員			研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	同左	-
施設長			1人	1人	110人
事務員			定員100人未満1人 定員100人以上2人		171人

(2) 児童養護施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数569(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	
児童指導員、保育士	3未2:1 3歳以上4:1 少年6:1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	52人
乳児加算(看護師)		乳児1.7:1	70人
看護師加算		対象児童15人以上	
小規模施設加算 (児童指導員、保育士)		定員45人以下	169か所(定員45人以下)
栄養士	児童41人以上	同左	540人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人加算	2,045人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	558人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	469人
指導員特別加算(非常勤)		定員35人以下	100か所(定員35人以下)
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	564人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	403人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人。定員30人未満の場合は児童指導員が兼務	549人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	791人

(3) 情緒障害児短期治療施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数32(20.10.1))
医師	配置(精神科又は小児科)	1人	17人
心理療法を担当する職員	10:1	同左	148人
児童指導員、保育士	5:1	同左	
看護師	配置	1人	29人
栄養士	配置	定員41人以上	27人
調理員(等)	配置(全部委託の場合を除く)	4人	86人(調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	30人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	29人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	8人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	—
施設長		1人	31人
事務員		1人	42人

(4) 児童自立支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数58 (20.10.1))
医師	嘱託医及び精神科医 (嘱託可)	嘱託医2人	10人 (医師)
児童自立支援専門員 児童生活支援員	5 : 1	同左	
職業指導員	職業指導を行う場合	同左	7人
栄養士	児童41人以上	同左	39人
調理員 (等)	配置 (全部委託の場合を除く)	定員90人未満4人 以下30人毎に1人	164人 (調理員)
個別対応職員		職員が置かれている場合	37人
心理療法担当職員		対象児童10人以上	20人
家庭支援専門相談員		職員を配置し家庭復帰支援を実施	39人
小規模グループケア担当職員		小規模グループケアを設置している場合	1人
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場合、格付けアップ	-
施設長		1人	58人
事務員		定員150人未満1人 定員150人以上2人	160人

(5) 母子生活支援施設

職種等	最低基準	措置費基準	配置実績(21') (施設数270(20.10.1))
嘱託医	配置	1人	24人(医師)
母子指導員	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	595人
少年指導員(兼事務員)	配置	20世帯未満1人 20世帯以上2人	
保育士		保育所に準ずる設備のある場合3 0:1(最低1人)	201人
調理員(等)	調理員又はこれに代わる者 (全部委託の場合を除く)	1人	53人(調理員)
保育機能強化加算		継続して5名以上の児童、専用の 保育室等	
個別対応職員		職員が置かれている場合	117人
心理療法担当職員		対象母又は児童10人以上	49人
特別生活指導費加算 (非常勤母子指導員)		対象児童4人以上	103人
定員40世帯以上の母子指導員又 は少年指導員加算(非常勤)		定員40世帯以上	18か所(定員40世帯以上)
基幹的職員		研修修了した対象職員を置いた場 合、格付けアップ	—
施設長		1人	252人

5. 居室面積・定員の分布

(1) 乳児院

【居室面積】

○寝室(定員10人未満の施設では養育専用室。以下同じ。)の面積の最低基準は、現在、乳児1人につき1.65㎡以上
 ○2.5㎡/人未満の寝室は26%、建築年度が平成16年度以降の棟で2.5㎡/人未満の寝室は14%

図1:1人当たり寝室面積の分布 (n=228)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

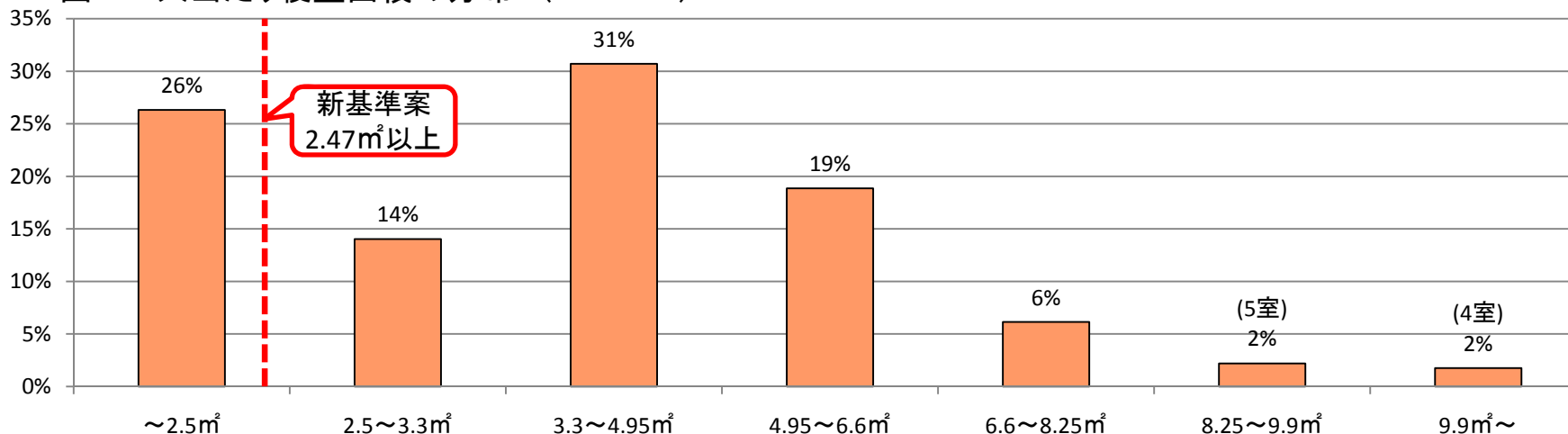
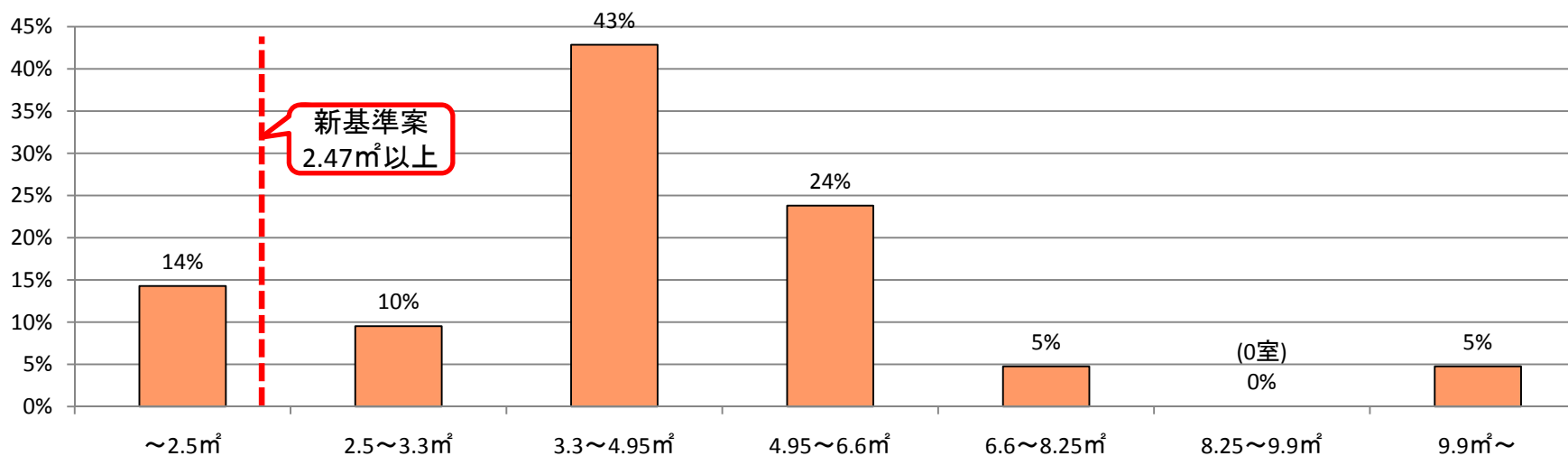


図2:1人当たり寝室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



【居室定員】(乳児院)

○ 寝室等の定員についての基準はない。

○ なお、9～10人の定員の寝室等が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様。

図3: 寝室定員の分布 (n=228)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

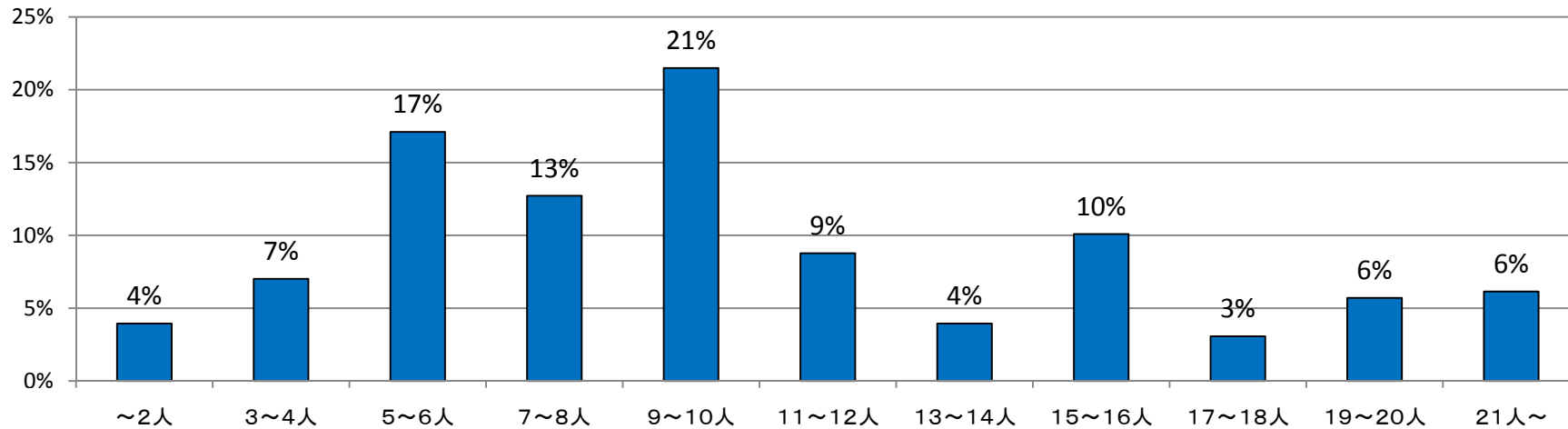
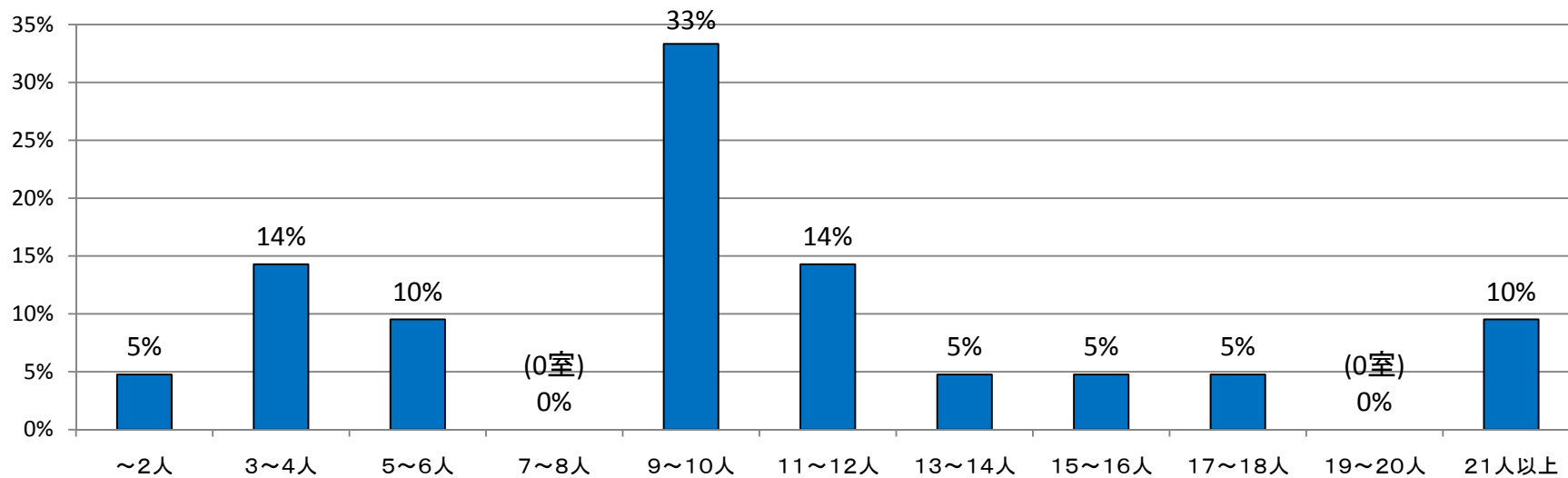


図4: 寝室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=21)



(2) 児童養護施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は29%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は13%

図5: 1人当たり居室面積の分布 (n=7425)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

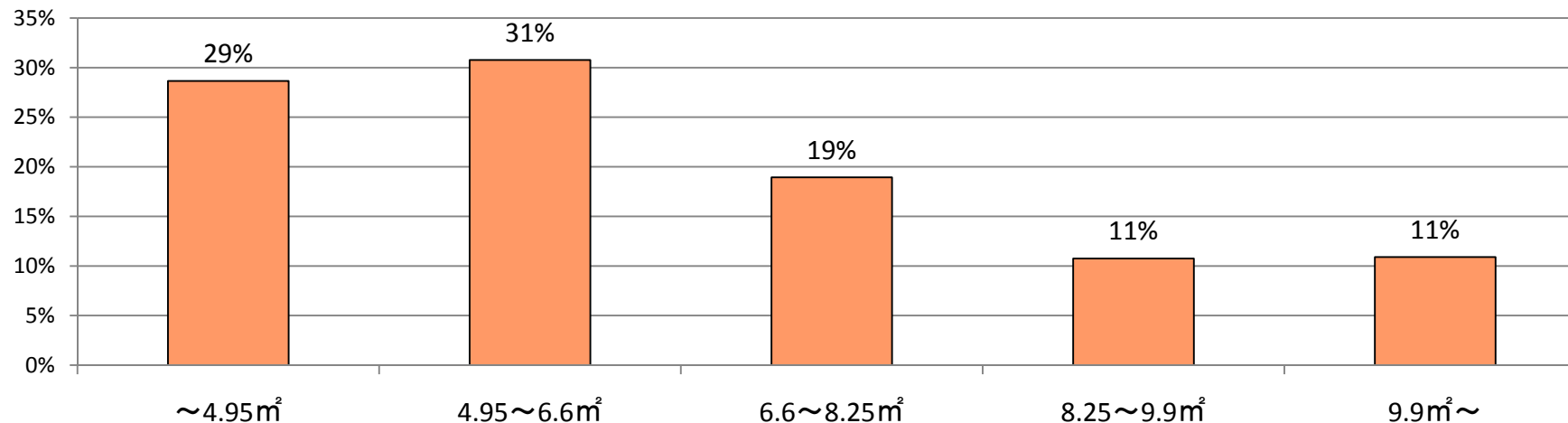
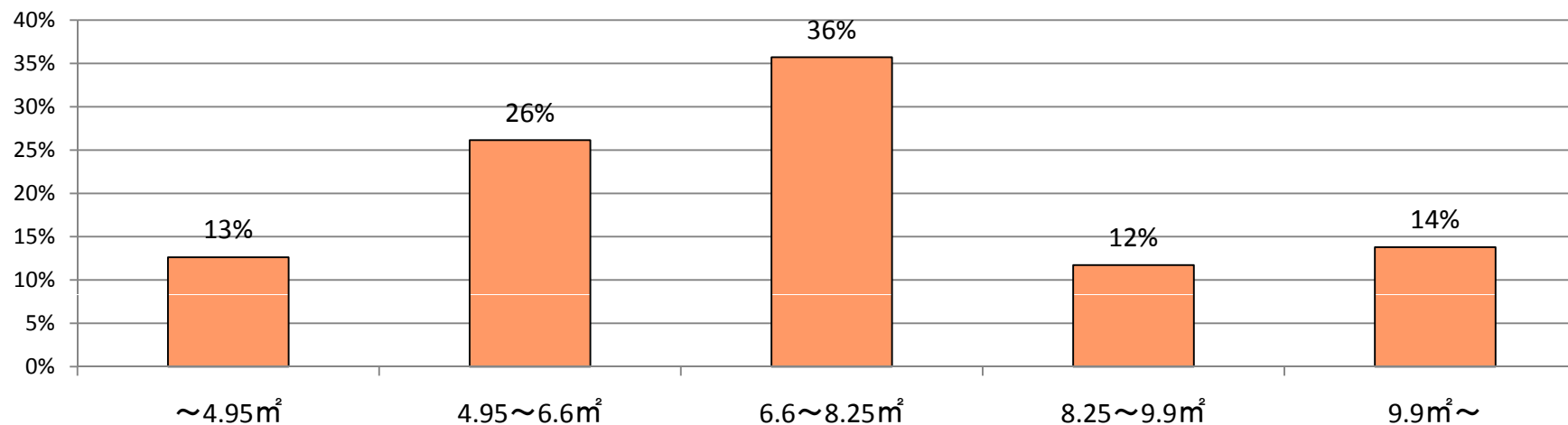


図6: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室面積】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4.95㎡/人未満のものは47%、7歳以上の居室で4.95㎡/人未満のものは10%となっている。

図7: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

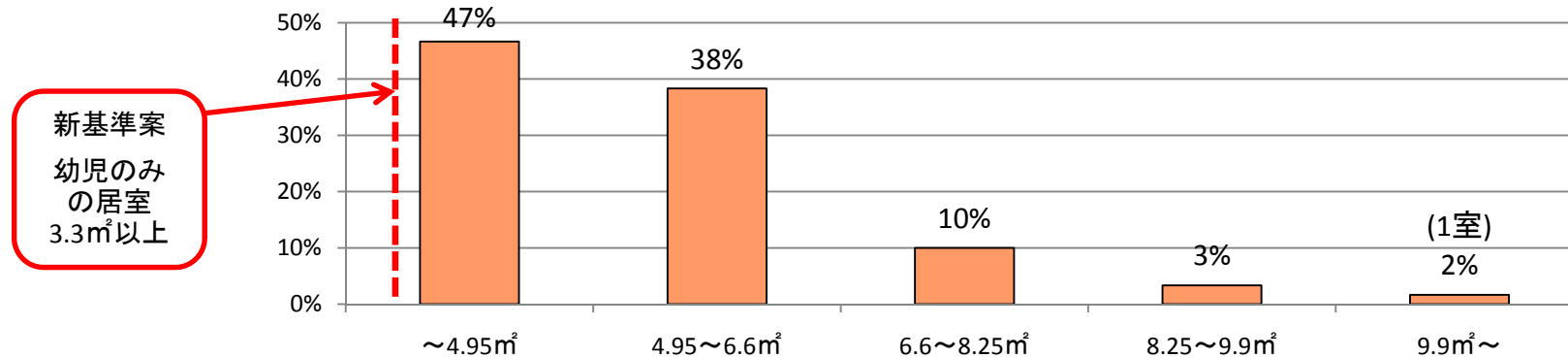


図8: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

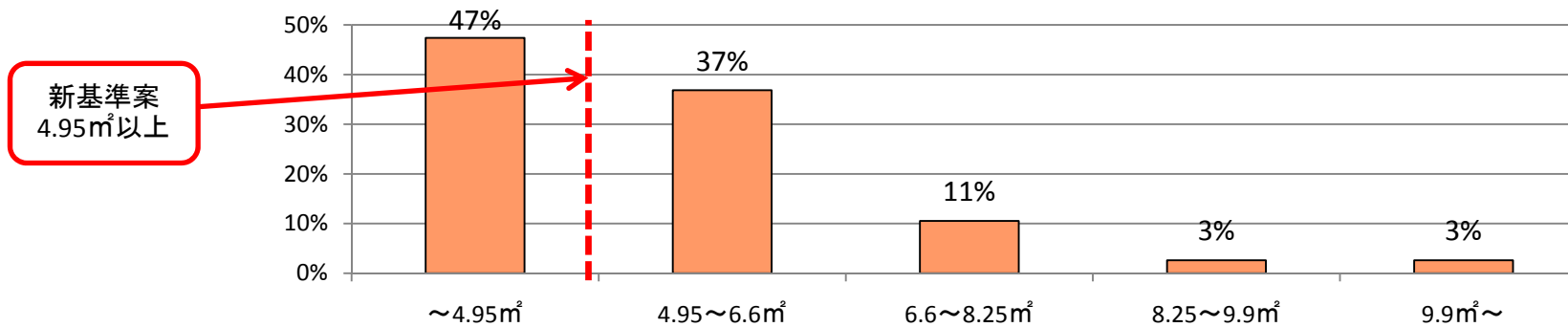
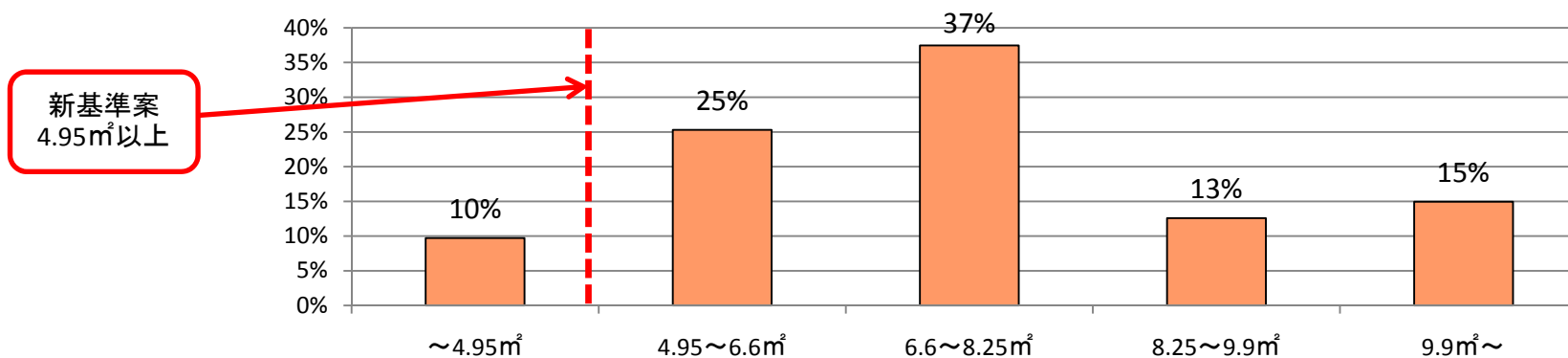


図9: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は86%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は96%

(資料)平成20年度施設設備実態調査

図10:居室定員の分布 (n=7425)

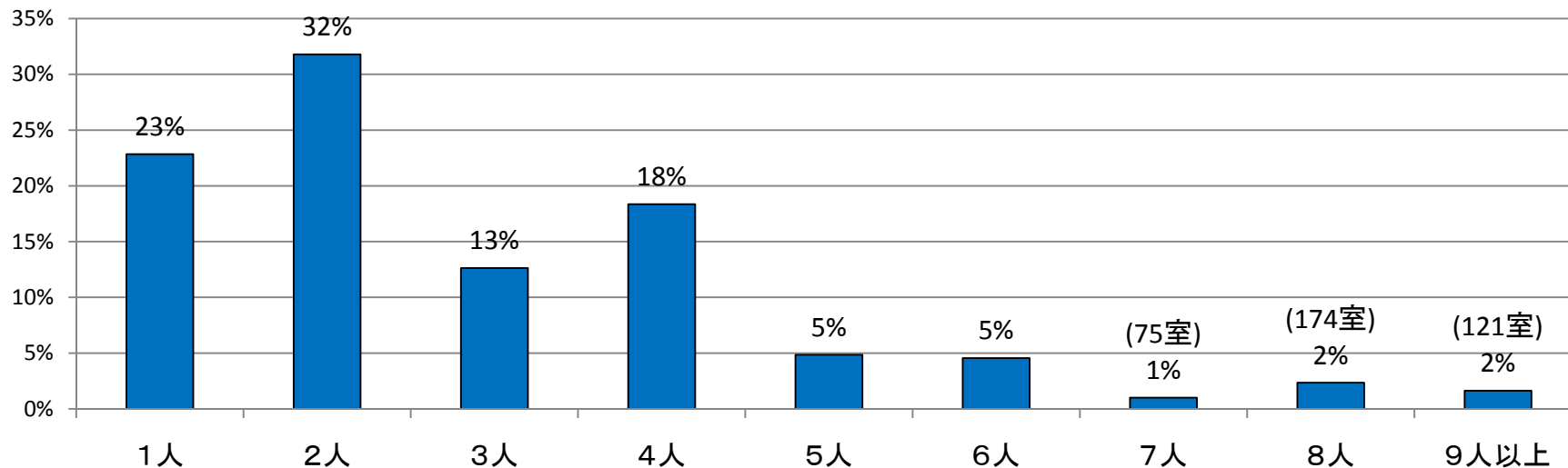
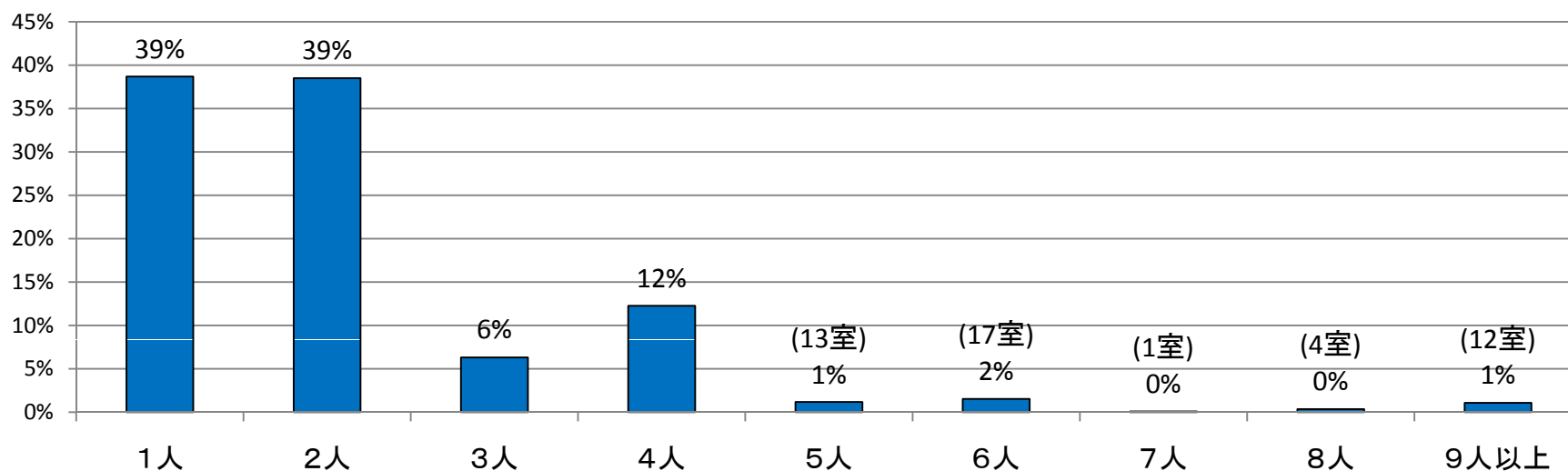


図11:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=1109)



【居室定員】(児童養護施設)

○ 建築年度が平成16年度以降の棟のうち、0～6歳の居室で4人以下のものは53%、0～6歳と7歳以上混合の居室で4人以下のものは92%、7歳以上の居室で4人以下のものは98%

図12:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳)(n=60)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

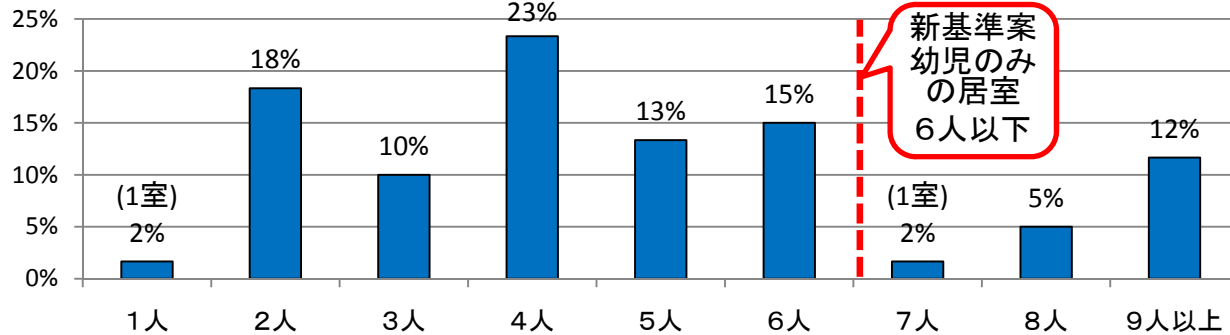


図13:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(0～6歳と7歳以上混合)(n=38)

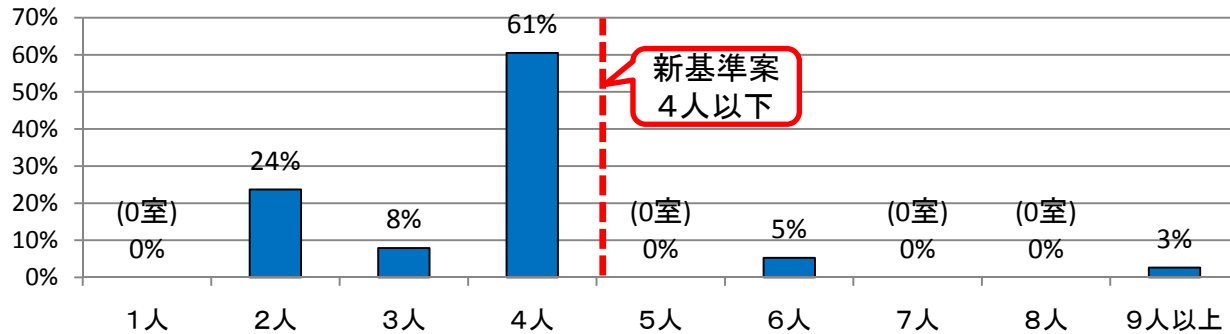
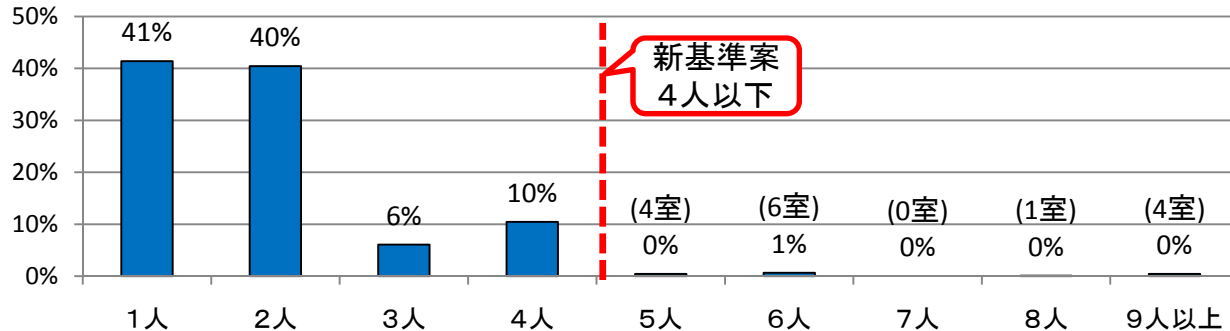


図14:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(7歳以上)(n=937)



(3) 情緒障害児短期治療施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は8%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は0%

図15: 1人当たり居室面積の分布 (n=350)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

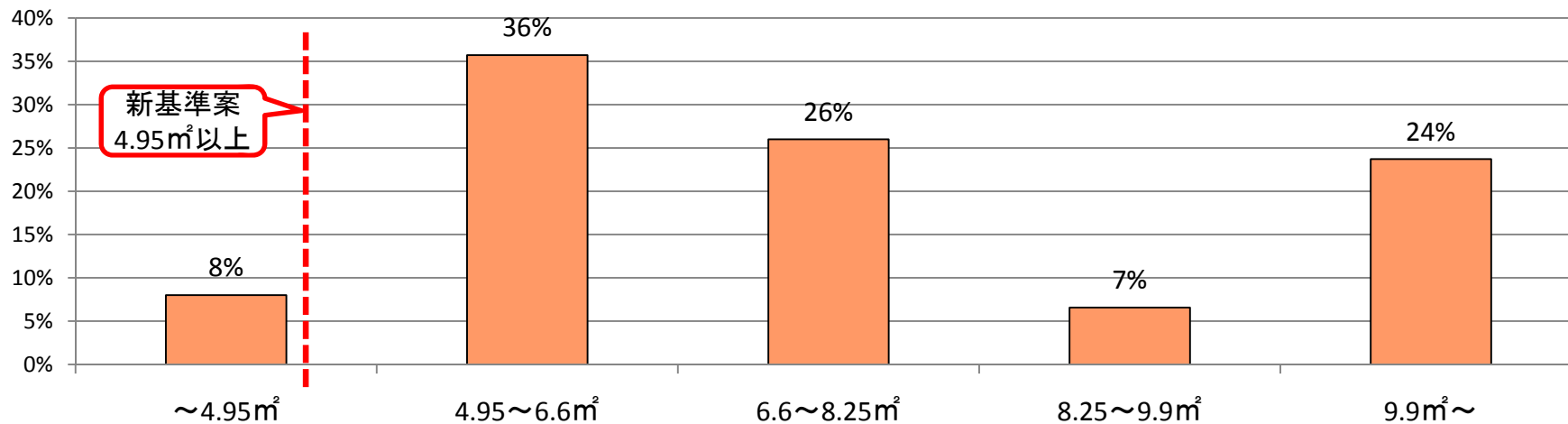
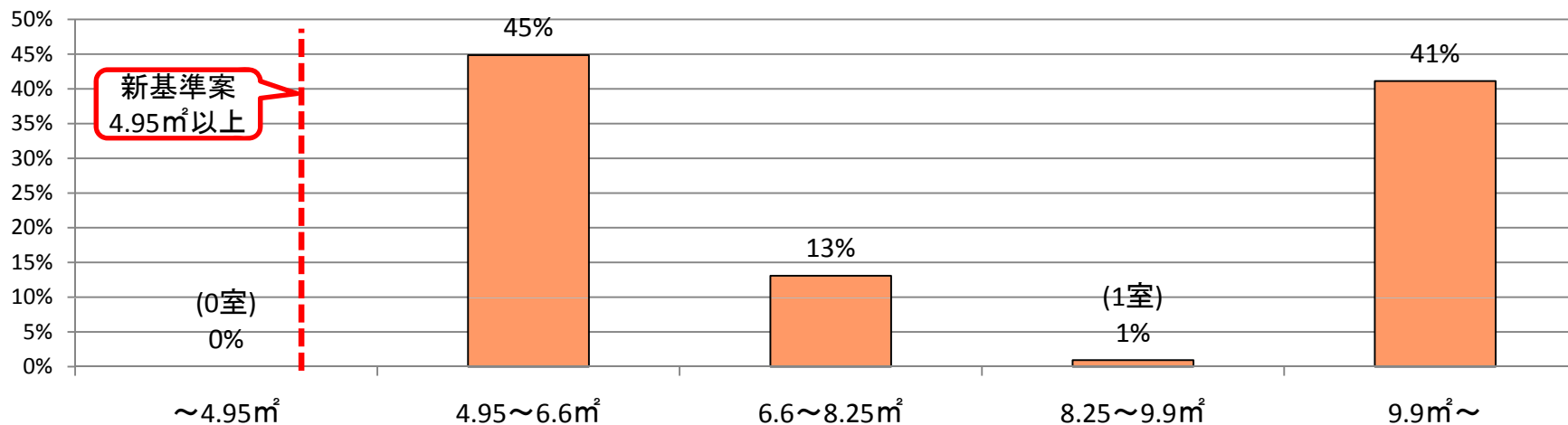


図16: 1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



【居室定員】(情緒障害児短期治療施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、5人以下

○ 4人以下の居室は99%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は100%

図17:居室定員の分布 (n=350)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

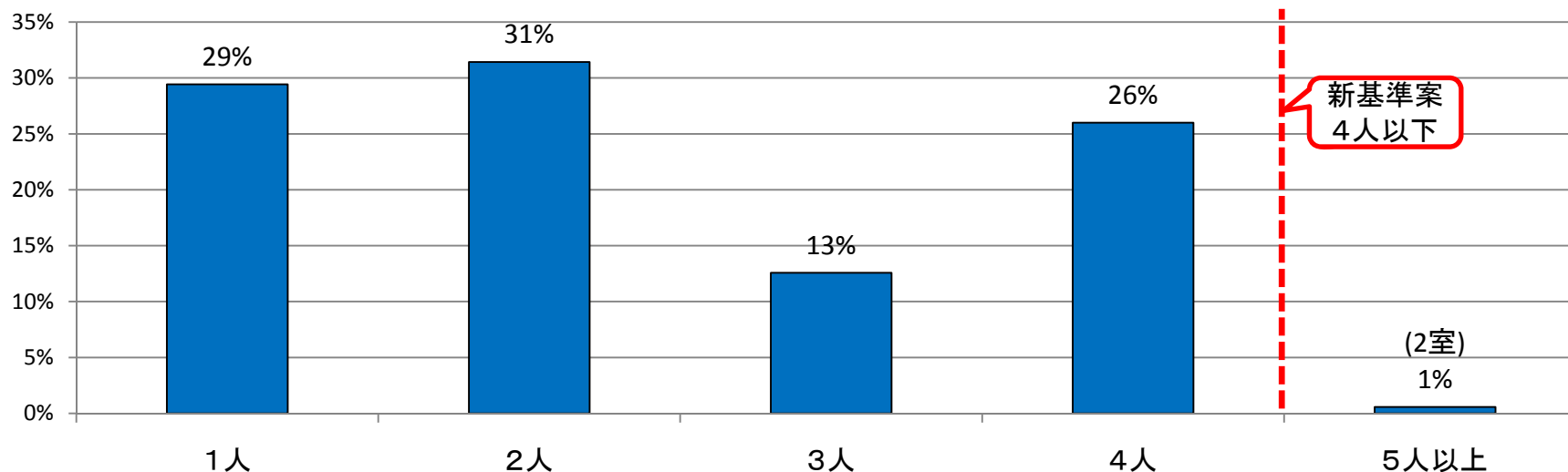
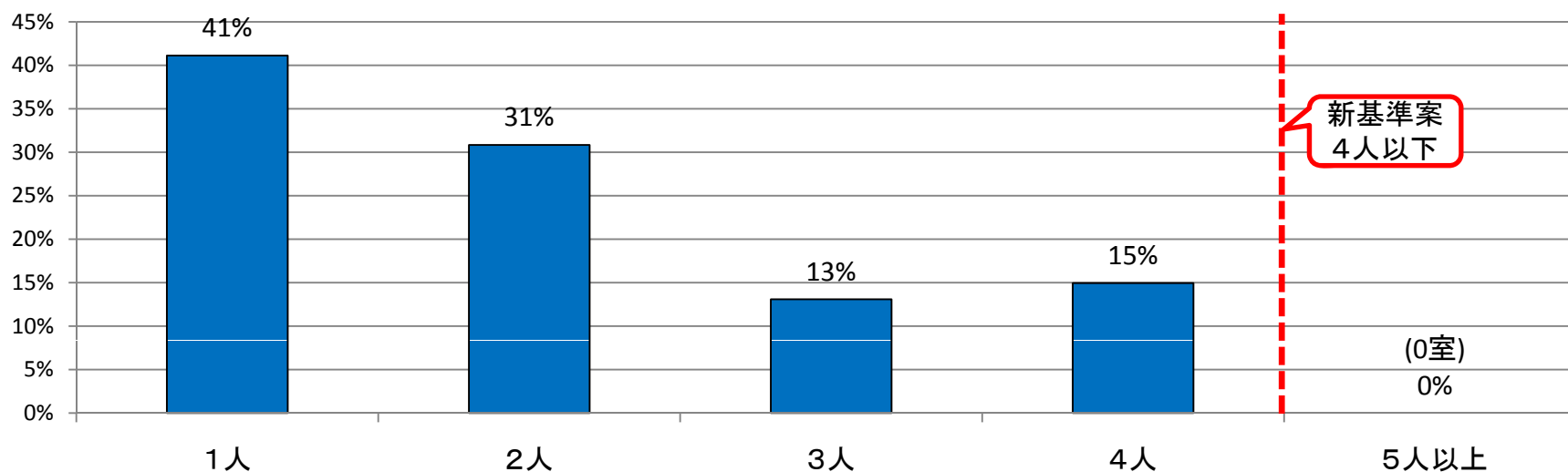


図18:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=107)



(4) 児童自立支援施設

【居室面積】

- 居室の面積の最低基準は、現在、児童1人につき3.3㎡以上
- 4.95㎡/人未満の居室は28%、建築年度が平成16年度以降の棟で4.95㎡/人未満の居室は5%

図19:1人当たり居室面積の分布 (n=560)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

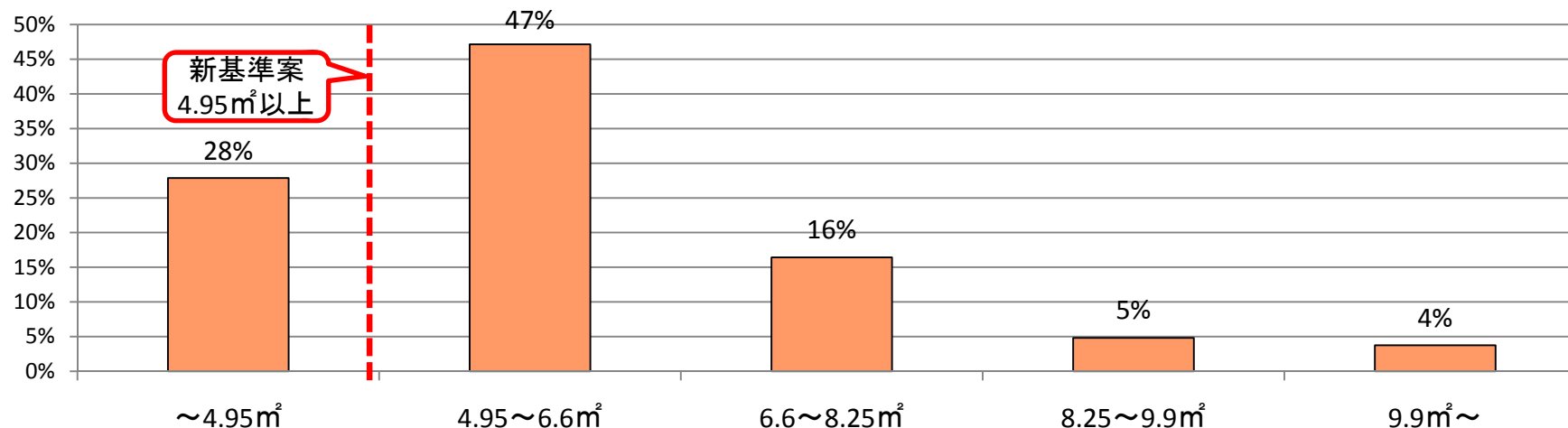
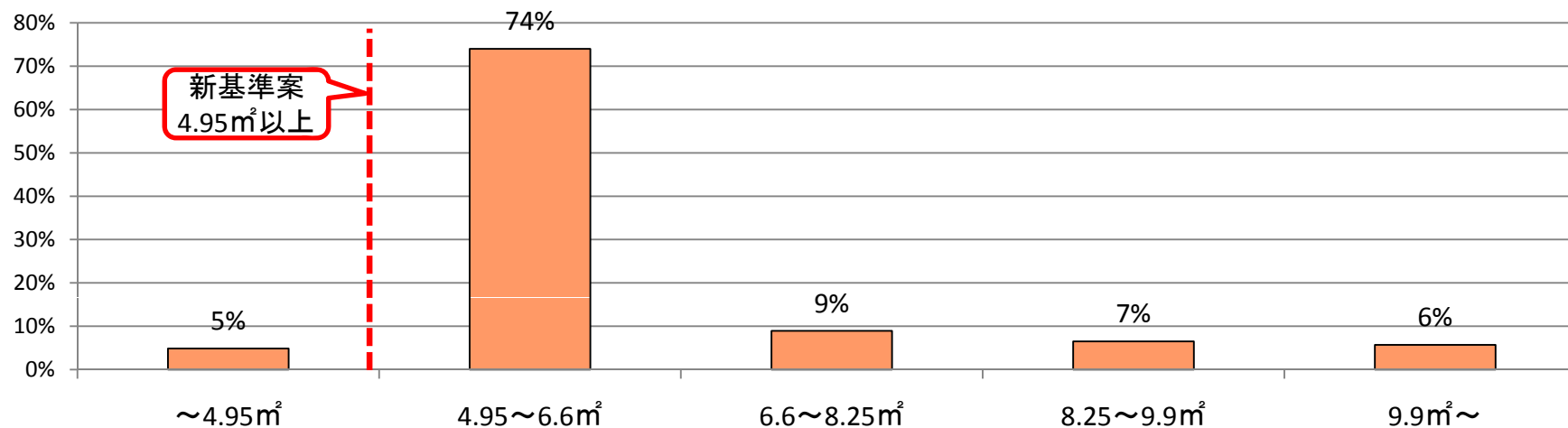


図20:1人当たり居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



【居室定員】(児童自立支援施設)

○ 居室の定員の最低基準は、現在、15人以下

○ 4人以下の居室は82%、建築年度が平成16年度以降の棟で4人以下の居室は98%

図21:居室定員の分布 (n=560)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

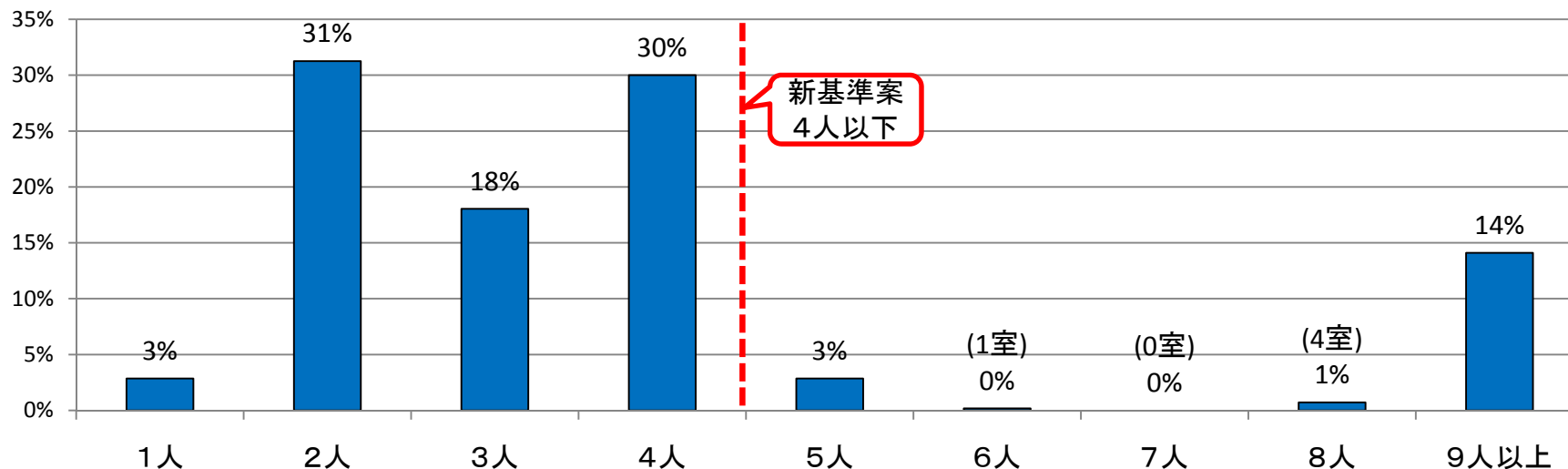
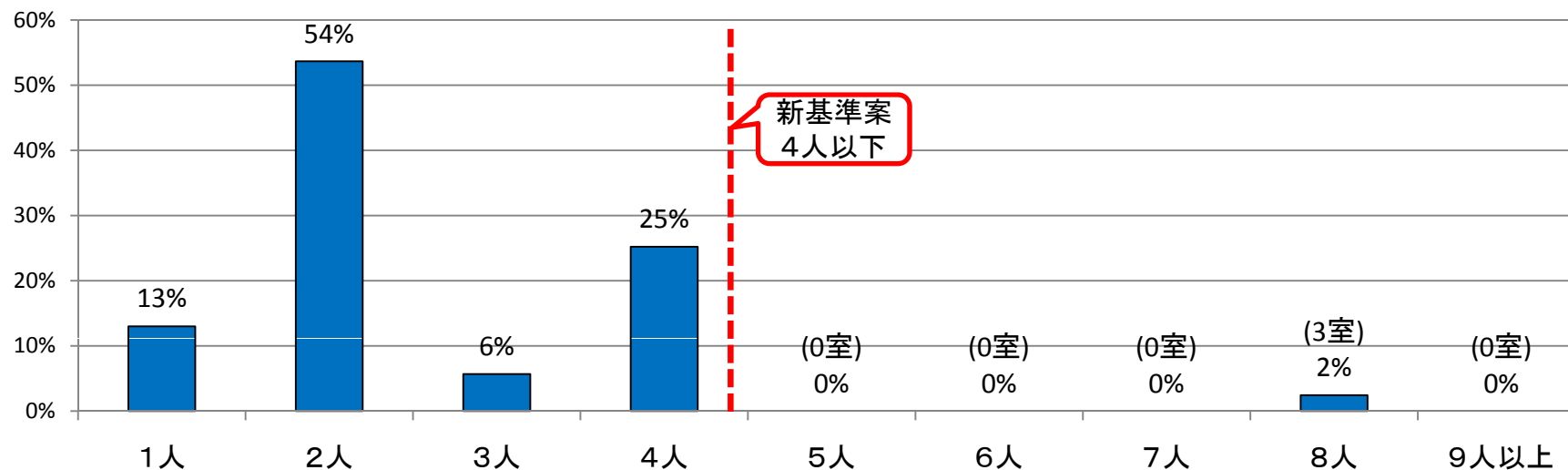


図22:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=123)



(5) 母子生活支援施設

【居室面積】

- 母子室の面積の最低基準は、現在、概ね1人につき3.3㎡以上
- 1室当たりの居室面積が30㎡未満は58%、建築年度が平成16年度以降の棟で30㎡未満は11%

図23: 居室面積の分布 (n=4504)

(資料) 平成20年度施設設備実態調査

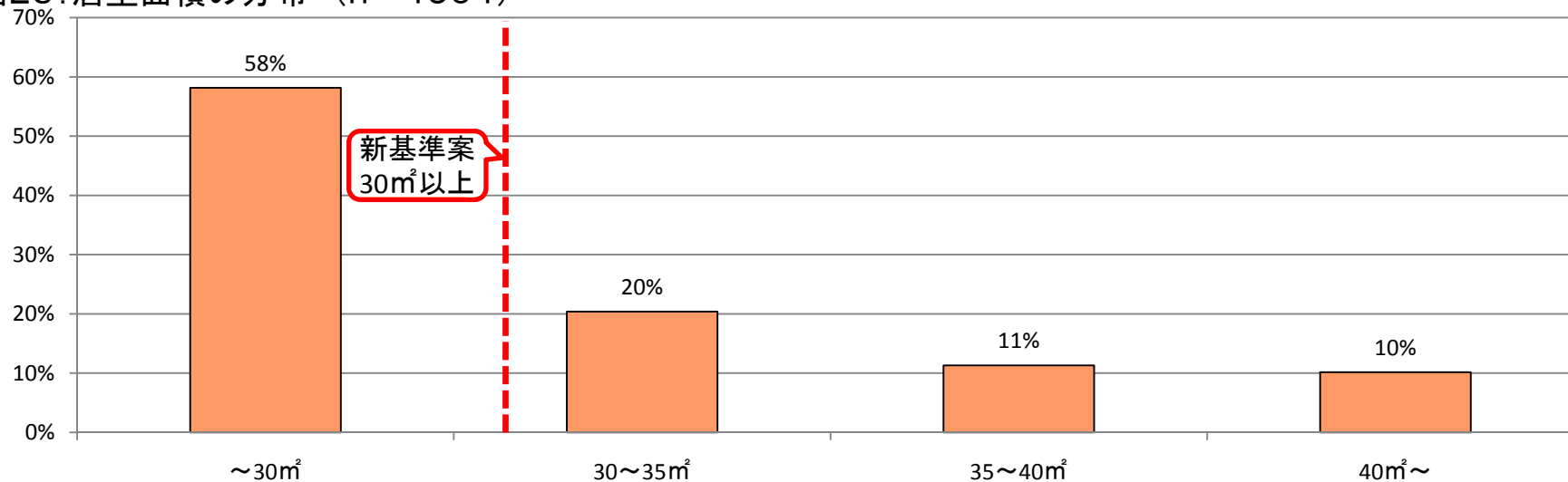
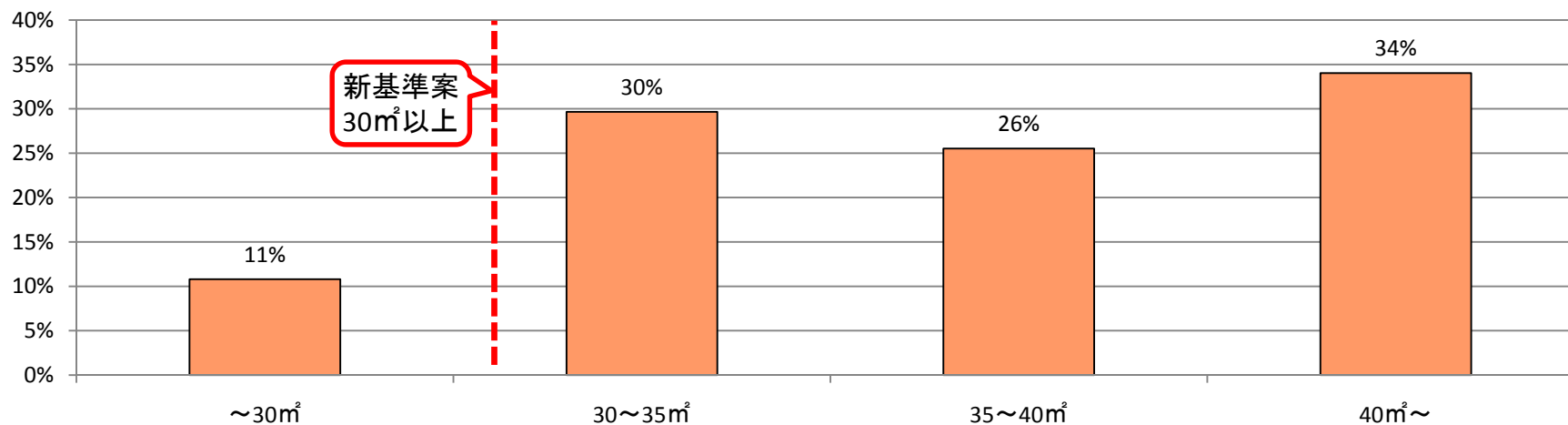


図24: 居室面積の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=435)



【居室定員】(母子生活支援施設)

○ 母子室の定員についての定めはない。

○ なお、3人の定員の居室が最も多くなっており、建築年度が平成16年度以降の棟で見ても同様

図25:居室定員の分布 (n=1504)

(資料)平成20年度施設設備実態調査

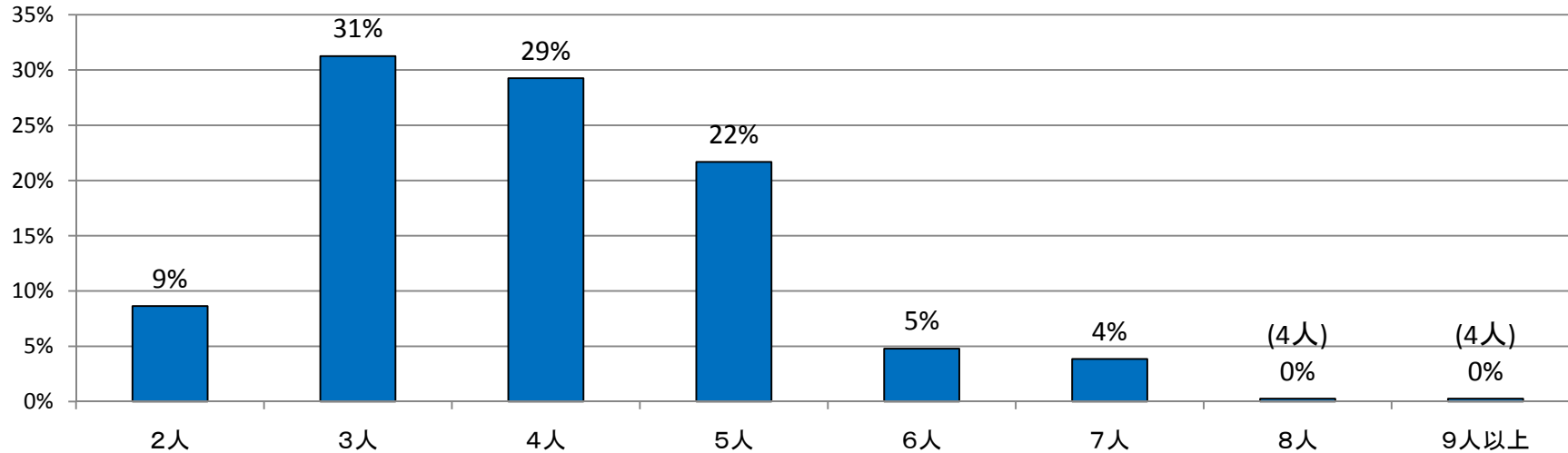
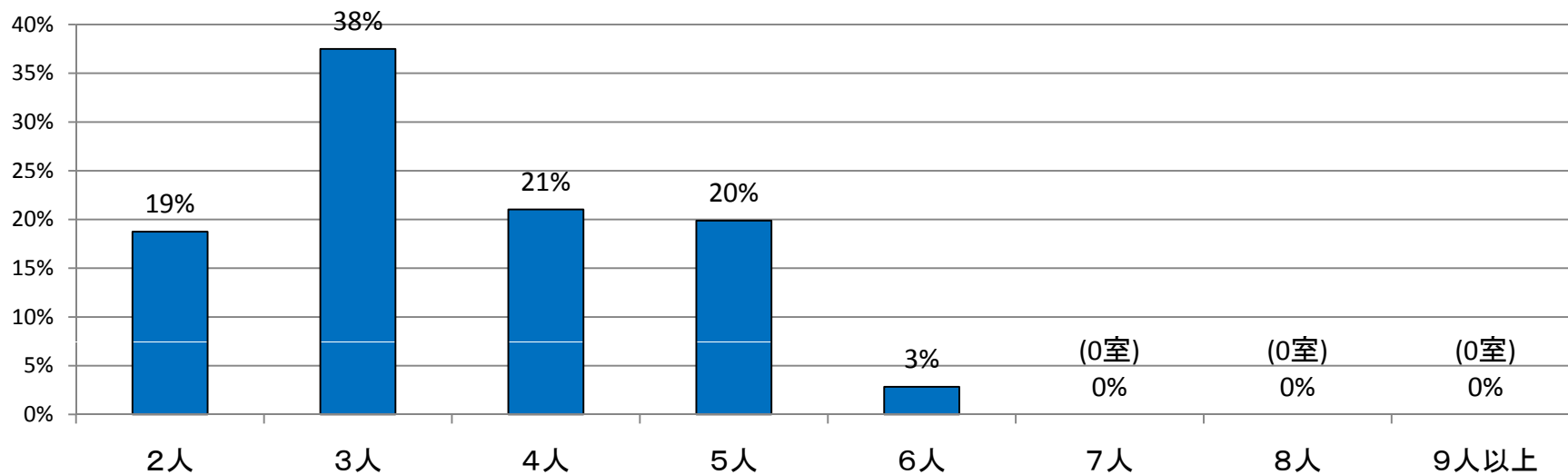


図26:居室定員の分布(建築年度が平成16年度以降)(n=176)



6. 住生活基本計画における居住面積水準

○住生活基本計画における「居住面積水準」

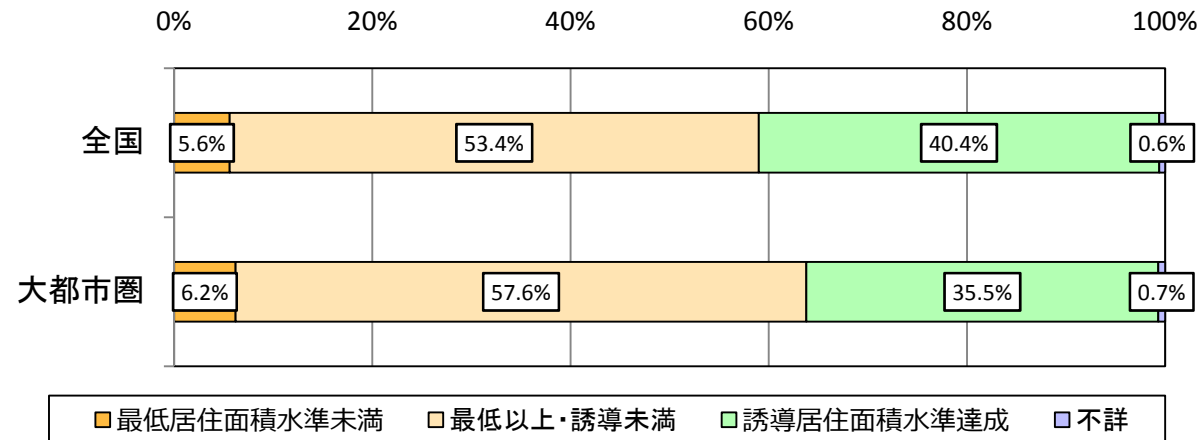
	概要	算定式	子どもに係る世帯人数の換算	世帯人数別の面積(例)(単位:m ²)				
				単身	2人	3人	4人	
最低居住面積水準	世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活の基本として必要不可欠な住宅の面積に関する水準	①単身者:25m ² ②2人以上の世帯:10m ² ×世帯人数+10m ²	3歳未満 0.25人	25	30 【30】	40 【35】	50 【45】	
誘導居住面積水準	世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要と考えられる住宅の面積に関する水準	[都市居住型] 都心とその周辺での共同住宅居住を想定	①単身者:40m ² ②2人以上の世帯:20m ² ×世帯人数+15m ²	3歳以上 6歳未満 0.5人	40	55 【55】	75 【65】	95 【85】
		[一般型] 郊外や都市部以外での戸建住宅居住を想定	①単身者:55m ² ②2人以上の世帯:25m ² ×世帯人数+25m ²	6歳以上 10歳未満 0.75人	55	75 【75】	100 【87.5】	125 【112.5】

(注1) 子どもに係る世帯人数の換算により、世帯人数が2人に満たない場合は、2人とする

(注2) 世帯人数が4人を超える場合は、5%控除される

【 】内は、3～5歳児が1名いる場合

○子育て世帯の居住面積水準達成状況(平成20年)



(資料) 平成20年 住宅・土地統計調査〔総務省〕

(注1) 居住面積水準状況は、住生活基本計画によるもの

(注2) 「子育て世帯」とは、「家計を主に支える者」「その配偶者」以外に18歳未満の者がいる世帯

○「最低居住面積水準」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	5.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.0	18.5	3.3~4.3	21.8~22.8	23.8~24.9	25
2人	10.0	2.5	2.7	1.8	2.3	0.9	1.3	2.8	24.3	4.8~6.0	29.1~30.3	31.4~32.7	30
3人	15.0	3.1	3.2	1.8	2.3	0.9	1.5	3.6	31.4	6.7~8.0	38.1~39.4	40.8~42.2	40

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
5.0	0~2歳	0.25	1.25
	3~5歳	0.5	2.5
	6~9歳	0.75	3.75
	10歳~	1.0	5.0

○「誘導居住面積水準(都市型)」の例

居住人数	機能スペース(m ²)									動線空間(m ²) 最小~最大	補正前計(内法)(m ²)	専用面積(壁芯)	
	就寝・学習等	食事・団らん	調理	排泄	入浴	洗濯	出入等	収納	小計			壁芯補正後(m ²)	採用値(m ²)
1人	8.1	7.8	3.1	2.0	2.5	1.1	2.5	2.7	29.8	7.0~10.0	36.8~39.8	39.7~43.0	40
2人	16.2	10.0	3.1	2.0	2.5	1.1	3.0	3.9	41.8	10.5~15.1	52.3~56.9	56.0~60.9	55
3人	24.3	12.2	3.8	2.0	2.5	1.1	3.5	5.1	54.5	14.3~20.6	68.8~75.1	73.6~80.4	75

1人当たりの面積(a)	子どもの年齢	世帯人数換算率(b)	子ども分の面積(a×b)
8.1	0~2歳	0.25	2.025
	3~5歳	0.5	4.05
	6~9歳	0.75	6.075
	10歳~	1.0	8.1